平成２８年（再イ）第９号
福岡市博多区美野島４丁目１番１―507号
再生債務者　熊谷　秀和
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月２日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月２日まで
平成28年４月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第３６号
愛媛県松山市鴨川３丁目１番42号
再生債務者　小野　公資
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月28日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年５月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年５月９日まで
平成28年４月11日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第９２号
北九州市小倉北区田町５番18―201号
再生債務者　有馬　貴晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月６日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２２年（再イ）第４８号
奈良県北葛城郡河合町大字川合590番地２
再生債務者　辰巳二三夫
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年３月15日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成28年４月７日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第１８号
新潟県長岡市青葉台２丁目15番地７
再生債務者　髙橋　　玲
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成28年４月11日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１号
新潟県新発田市月岡温泉213番地９
再生債務者　石井　浩一
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年５月９日まで
4　一般異議申述期間　平成28年５月23日から平成28年６月13日まで
新潟地方裁判所新発田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第３号
埼玉県春日部市八丁目463番地８
再生債務者　金子　悦之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月２日まで
平成28年４月８日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２７年（再ロ）第８号
岡山市東区中川町1078番地104
再生債務者　犬飼　浩二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月２日まで
平成28年４月11日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１号
鹿児島県鹿屋市田崎町2393番地５
再生債務者　田脇　　繁
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年５月６日まで
平成28年４月６日
鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第４号
奈良県橿原市中曽司町395番地の12
再生債務者　東條　伸一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（再ロ）第５１号
大阪府枚方市香里ケ丘７丁目19番地の１(206)
再生債務者　本庄　　透
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再ロ）第５２号
大阪府寝屋川市香里新町28番30―2502号
再生債務者　岩田　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年４月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

内閣共済組合定款の一部変更について

内閣共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のとおり変更する。
平成 28 年３月 31 日
内閣共済組合代表者
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

第15条を次のように改める。
第15条　削除
第18条第２号中「施行令第11条の３の４」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）第11条の３の４」に改める。
第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に、「、当該組合員が傷病手当金附加金の支給開始後６月を経過したとき、同一の傷病について障害共済年金（障害基礎年金を含む。）若しくは障害一時金の支給を受けることができるとき、又は法第66条第６項に規定する退職老齢年金給付の支給を受けることができる」を「又は傷病手当金附加金支給開始後６月を経過した」に改める。
第31条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。
第32条第１項の表中「$\frac{4.46}{1,000}$」を「$\frac{3.73}{1,000}$」に、「$\frac{8.92}{1,000}$」を「$\frac{7.46}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{4.46}{1,000}$」を「$\frac{3.73}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{0.78}{1,000}$」を「$\frac{0.68}{1,000}$」に改める。
附　則
1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。
2　変更後の第32条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。